

周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、法令又は他の条例に定めるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

(委任)

第2条 前条の規定に基づく、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

附属機関 の属する 執行機関	名 称	担当する事項及び権限	委 員 数
市 長	周南市まちづくり総合計画審議会	周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。	40人以内

(以下略)

周南市まちづくり総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第2条の規定に基づき、周南市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 事業者の代表
- (3) 公募による市民
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問された事項に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。